

PowerBI 活用支援およびダッシュボード作成伴走支援業務委託に関するプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的, 概要

(1) 目的

本事業は、庁内における E B P M の推進に向け、PowerBI を試験的に導入し、データ活用の基盤を整備することを目的とする。行政運営において、客観的なデータに基づく分析と意思決定の重要性が高まる中、職員が自らデータを扱い、可視化し、政策検討に活かす力を育成する。政策イノベーション課は庁内のデータ活用を主導する立場にあり、本事業を通じて、全庁的なデータ活用を推進するための戦略的な体制整備および実践的知見の強化を図る。

(2) 業務概要

- ア PowerBI 操作実習の企画・実施
- イ 実習用教材およびサンプルデータの作成
- ウ 行政課題を題材としたダッシュボード作成の伴走支援
- エ データ整理・加工に関する助言
- オ 実施内容のとりまとめおよび報告書の作成

(3) 予定契約期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 予定金額（上限金額）

3, 4 9 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和 6 2 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は公募日前 6 カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和 8 年 6 月 1 9 日（金）
参加意思表明書受付締切	令和 8 年 7 月 8 日（水）
参加資格要件確認結果通知	令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

質疑書の締切	令和8年7月10日（金）
質疑書に対する回答	令和8年7月17日（金）
提案書等の提出締切	令和8年8月 3日（月）
プレゼンテーション	令和8年8月18日（火）
プロポーザル方式結果通知	令和8年8月21日（金）
契約日（予定）	令和8年10月1日（木）

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表示について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和8年7月8日（水） 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和8年7月8日（水） 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表示書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 会社概要書（任意様式※）

※会社案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容の項目が記載されたものとする。

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

企画部政策イノベーション課（本庁舎3階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること。

(4) 部数

各2部（正本1部 副本1部）

(5) 参加の可否

参加資格の確認を行い、参加の意思表示をした全ての者に対して令和8年7月10日（金）までに参加資格要件確認結果を電子メールにて通知する。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑がある場合は、質疑書（様式3）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【質疑】PowerBI 活用支援等プロポーザル（法人名）とすること

ウ 送付先：seisaku-innovation@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7167-1117）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない

(2) 質疑期間

令和8年6月19日（金）から令和8年7月10日（金）（午後5時）まで

(3) 回答方法

提出書類により参加資格の確認を行い、令和8年7月17日（金）までに参加意思表示をしたすべての者に対して、電子メールにより連絡する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、令和8年7月31日（金）までに辞退届（様式4）を事務局あてに郵送又は持参により提出すること。

7 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

別紙「PowerBI 活用支援およびダッシュボード作成伴走支援業務に関するプロポーザル方式審査基準」の項目に沿って順に記載すること。

(2) 提出書類

ア 言語 日本語により作成すること

イ 文字 フォントサイズは10.5ポイント以上とする

ウ 形式 A4 横書き とすること

エ 枚数 上限20枚程度とする

オ ページ番号 ページ番号を付すこと

カ 変更・差し替え 書類提出後の変更及び差し替えは、不可とする

(3) 部数

7部（正本1部 副本6部）

(4) 期限

ア 持参の場合

令和8年8月3日（月） 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和8年8月3日（月） 午後5時まで 必着

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

企画部政策イノベーション課（本庁舎3階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

8 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと

(1) 部数

見積書及び内訳書各7部（正本1部 副本6部）

(2) 上限金額

本要領1(4)に記載の予定金額（上限金額）を越えないこと

(3) 内訳書について

以下の項目（を含むもの）とする

ア 見積額（税抜き）

(4) 提出方法

提案書と合わせて期限までに提出を行うこと

9 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年8月18日（火）

(2) 場所

柏市役所 分室1第一会議室（予定）

(3) 実施内容

ア 事業実施方針および提案内容の説明

提案書に記載した実施方針，伴走支援計画，研修計画等について説明すること。

イ 基礎自治体の行政データ等を利用したダッシュボードの提示

本市職員のデータ活用に対する理解を深めるため，行政データ（公開データ等受託者が適切に入手可能なものや実際の自治体の行政データを参考に作成した架空のデータ等）を題材としたダッシュボードを1点作成し，画面を提示しながら説明を行うものとする。説明にあたっては，ダッシュボードの構成意図，採用した指標の妥当性，可視化手法の選定理由，および行政実務における分析視点（EBPMへの寄与等）を明らかにすること。

ウ 質疑応答

審査委員からの質問に対し，提案内容およびダッシュボードに基づき回答すること。

(4) 実施時間

50分以内とする（目安：説明30分＋質疑20分，セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(5) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3名以内とする。

(6) 貸出物品

机・椅子・プロジェクター・モニター・スクリーンとする。それ以外の物品については，提案者の負担において用意すること。

(7) 留意事項

プレゼンテーションに使用する機材（PC，接続ケーブル等）は事業者が持参すること。ダッシュボードはオンライン環境またはローカル環境のいずれでも提示可能とする。プレゼンテーション用の追加資料の提出は不可とする。

1 0 審査基準

別紙「PowerBI 活用支援およびダッシュボード作成伴走支援業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

1 1 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は，柏市プロポーザル方式選定委員会（PowerBI 活用支援およびダッシュボード作成伴走支援業務委託）における，プレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。なお，2者以上同一評価で最高位になった場合の選定方法は，各委員の協議により定めるものとする。参加業者が1者のみであった場合においても，審査を実施する。その際，最優秀提案者として適当でないと認められる場合には，最優秀提案者として選定しないことがある。

1 2 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は，参加した全ての提案者（失格者も含む）に対し，書面にて通知する。

1 3 結果公表

プロポーザル方式結果は，市ホームページに公表する。

1 4 契約手続き

- (1) 最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案事業者と見積り合わせの上、契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルにおいて提案事業者が提案した業務体制を満たす見込みがないと本市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。
- (3) 決定した契約候補者と契約合意に達しない場合、次順位の提案事業者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

1 5 事務局

- (1) 担当部署
柏市企画部政策イノベーション課
- (2) 担当者
野田
- (3) 連絡先
所在地：〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号
電話番号：04-7167-1117（直通）
Eメールアドレス：seisaku-innovation@city.kashiwa.chiba.jp

1 6 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
- (3) 辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはしない。
- (4) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。
- (5) 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日午前9時から午後5時までとする。
- (6) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ア 参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載又は不正があった場合
 - ウ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合
 - エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - カ 仕様を満たさない提案である場合
 - キ 参加資格の要件を満たさないことが判明した場合